

財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第199条第7項の規定により監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり公表します。

監査は、勝山信監査委員、福田裕監査委員、高橋絹子前監査委員が実施しました。

令和6年6月26日

四街道市監査委員	勝	山	信
同	福	田	裕
同	成	田	芳 律

令和 5 年 度

財政援助団体等監査報告書

四街道市商工会

四街道市監査委員

四街道市監査基準に準拠して、地方自治法第199条第7項の規定による監査を実施したので、次のとおり報告する。

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

四街道市商工会

3 監査の実施場所

四街道市商工会館

4 監査の範囲

令和4年度、令和5年度における補助金交付対象経費に係る事業

5 監査の実施日

令和6年2月8日

6 監査の方法

補助金に係る出納及びその他の事務について、関係書帳簿類等の検査及び関係責任者からの説明聴取を行い実施した。

7 監査の結果

補助金に係る出納及びその他の事務は、おおむね適正に処理されていると認められた。

今後とも地域経済の発展及び市内商工業の振興のため、効率的な事業運営に努められたい。